

重要事項説明書

契約書

(訪問看護)



～ 立ち上がる力になります ～

利用者 様

事業者：医療法人社団泉樹会
訪問看護・リハビリステーションだるま

訪

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人社団泉樹会 訪問看護・リハビリステーションだるま
所在地	〒165-0032 中野区鷺宮3-3-6シュプール 1階1A
連絡先	03－5942－5615
管理者名	佐藤 靖子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1361490269号
サービス提供地域	中野区 練馬区 杉並区

(2) 営業時間

平日(月～金)	午前09:00 ～ 午後06:00
定休日	土・日曜日、12月30日～1月3日

(3) 職員体制

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	兼務(人)	合計(人)
管理者	看護師	1		1	1
訪問看護師	看護師	3	1	1	4
	准看護師	1			1

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 03－5942－5615

担 当 部 署 : 医療法人社団泉樹会 相談係

担 当 者 : 戸塚 雅司

受 付 時 間 : 午前09:00～午後06:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談係 03－6238－0177

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

主治医の指示書に基づき、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 医療保険でのサービス利用料(負担割合により)

- a) 訪問看護基本療養費

b) 訪問看護管理療養費

c) 加算等
- }
- 医療保険でのサービス利用料

注) 訪問看護ステーションの体制、訪問に関わる時間や訪問するスタッフの職種等及びどのような事を行うかで、利用料金が変わってきます。下記に各々の1割負担の料金を記載致します。

(a)

区分	基本料金	1割負担
基本的療養費(看護師等の訪問で週3日まで)	5,550円	555円/回
基本的療養費(看護師等の訪問で週4日以降)	6,550円	655円/回

(b)

管理療養費(初日)	7,670円	767円/回
管理療養費(2日以降)	3,000円	300円/回

(c)

区分		利用料	1割負担
24時間対応体制加算(一か月につき)	利用者の同意のもとに、必要に応じて緊急の対応を行うための24時間対応体制がある。	6,800円	680円
特別管理加算Ⅰ(一か月につき)	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	5,000円	500円
Ⅱ(一か月につき)		2,500円	250円
退院時共同指導加算(1回、ガン末期は2回)	入院の職員と共に療養上必要な文章で提供した場合	8,000円	800円
退院支援指導加算(退院日に訪問した場合)	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合	6,000円	600円
ターミナルケア療養費Ⅰ(死亡月1回のみ)	ターミナルケアを受け在宅で亡くなった利用者	25,000円	2,500円
ターミナルケア療養費Ⅱ(死亡月1回のみ)	特別養護老人ホームで亡くなった場合	10,000円	1,000円
複数名訪問看護加算(看護職員と保健師/助産師/理学療法士/作業療法士/言語聴覚士)	複数名が先職種と同時に訪問看護を実施した場合	4,500円	450円
複数名訪問看護加算(看護師と看護助手)	複数名が先職種と同時に訪問看護を実施した場合	3,000円	300円
長時間訪問看護・指導加算(週1回)	1回の訪問看護の時間90分を超えた場合	5,200円	520円
情報提供療養費Ⅰ～Ⅲ(一か月につき)	※提出先がⅠ(市町村)Ⅱ(義務教育学校)Ⅲ(保健医療機関)	1,500円	150円
難病等複数回訪問加算(2回/日) (3回/日)	難病等により1日数回訪問する必要がある場合	4,500円 8,000円	450円/日 800円/日

緊急訪問看護加算(1日1回のみ)	緊急で訪問した場合(月14回まで) (月15回以降)	2,650円 2,000円	265円 200円
------------------	-------------------------------	------------------	--------------

時間外の加算	利用料金	一割負担
夜間早朝加算 夜間(午後6時～午後10時まで) 早朝(午前6時～午前8時まで)	2,100円	210円
深夜訪問看護加算 深夜(午後10時～午前6時まで)	4,200円	420円

(2)介護保険でのサービス利用料金

訪問看護サービスを受けられる方の介護度、サービスに関わる時間や訪問するスタッフの職種等及びどのような事
 を行うかで利用料金が変わってきます。下記に各々の1割負担の料金を記載いたします。

a 要介護1～5の方

	利用料金	1割負担
20分未満	3, 556円	358円
30分未満	5, 346円	537円
30分以上1時間外未満	9, 336円	939円
一時間以上一時間30分未満	12, 790円	1, 286円
理学療法士等による訪問の場合	3, 386円	336円

※夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）は上記料金の25%増、深夜（22時～6時）は50%増となります。

b 要支援1～2の方(介護予防訪問看護費)

	利用料金	1割負担
20分未満	3, 432円	346円
30分未満	5, 119円	515円
30分以上1時間外未満	9, 051円	906円
一時間以上一時間30分未満	12, 358円	1, 243円
理学療法士等による訪問の場合	3, 237円	324円

※夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）は上記料金の25%増、深夜（22時～6時）は50%増となります。

その他のサービス加算

		利用料金	1割負担額
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満 一回につき 30分以上 一回につき	2, 895円 4, 582円	290円 459円
複数名訪問加算（Ⅱ）	30分未満 一回につき 30分以上 一回につき	2, 291円 3, 613円	230円 362円
長時間訪問看護加算	一回につき	3, 420円	342円
緊急時訪問看護加算	ステーション一月につき	6, 840円	684円
特別管理加算（Ⅰ）	1月につき	5, 700円	570円
（Ⅱ）	1月につき	2, 850円	285円
ターミナルケア加算	死亡月につき	28, 500円	2, 850円
初回加算 （Ⅰ）	1月につき（退院日に訪問した場合）	3, 990円	399円
（Ⅱ）	1月につき	3, 420円	342円
退院時共同指導加算	一回につき	6, 840円	684円
看護・介護職員連携強化加算	一回につき	2, 850円	285円
看護体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	6, 840円	684円
看護体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	3, 420円	342円
サービス提供体制強化加算	1月につき	68円	7円

※介護保険適応中の方でも状態によっては医療保険適応となる場合があります。

※介護保険利用限度額を超えた場合は自費となります。

(3)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 連携型でのサービス利用した場合

要介護度	料金	1割負担の場合
1～4	33,755円/月	3,576円/月
5	42,875円/月	4,288円/月

※准看護師が月に1回でも訪問に行った場合は上記金額の0.98%の値段になります。

(4) 保険外の料金

- ・衛生材料等必要な場合 → 実費
- ・交通費 → 原則頂きません
- ・エンゼルケア → 22,000円
- ・病院付き添い → 3,000円(時間が合う場合のみ)

(5) キャンセル料金

- ① ご利用日の前日までにご連絡頂いた場合 → キャンセル料なし
 - ② ご利用日の当日にご連絡頂いた場合 → 2,000円
- ※入院等やむを得ない場合、キャンセル料は頂きません。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までにご請求させて頂き、27日に指定された口座からのお引き落としとなります。初回請求月は、書類提出日よりお振込をお願いする場合がございます。

5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡いたします。

6 個人情報使用について

(1) 使用目的

利用者及び利用者家族の個人情報は、病院や居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等に使用致します。

(2) 条件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることが無いように細心の注意を払います。

7 虐待防止について

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者の権利の擁護を実現出来るように努力していきます。

年1回以上、高齢者虐待防止に関する事、身体拘束に関する事についての研修を実施していきます。

8 業務継続計画の策定等について

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

・従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時対応加算(介護保険)・24時間対応看護加算(医療保険)について

緊急時に介入する必要があるご利用者に対して、24時間対応の相談や訪問を行うことを目的としています。
当訪問看護ステーションは、24時間ご利用者かご家族からの相談や連絡に対応することができ、緊急時の訪問ができる勤務体制を整備しそれを都道府県に届け出しています。

利用する 利用しない

担当者 _____より重要事項説明書・個人情報保護について・緊急時対応加算について
説明を受け了承し、訪問看護・リハビリステーションだるまと契約することに同意します。

年 月 日

【ご利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____(続柄)

連絡先 _____